

通告 6 番、12番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。12番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、環境を守るまちについて、自転車の交通反則通告制度（青切符）の導入について、この 2 つの視点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この 2 点は市民の方々と意見交換や相談を受けた際に出た話であり、市民の方々が、日々の暮らしの中であらゆる情報を得て、よりよく生活を進めるために改善策を模索した訴えであります。今期も、私の一般質問は全て市民の声であり、市長、行政に聞いていただき、これらの施策、対策、支援に積極的に取り組み、住んでよかったと思える安心・安全なまちづくりの発展に努めていただきたいとの訴えが、今期も私の一般質問であります。これまでの一般質問のほとんども、市民からの不安、指摘、疑問、またこれをやりたい、こうしてほしいといった声を市政に届けることで、一般質問において現状を把握し、きめ細やかな考察から提案することで、今後の改善の取組につながり、より市民の住民サービスの向上に向かうものと考えますので、この 2 点に関して、誠意ある答弁をしていただきたいと思います。

それでは、環境を守るまちについて、2 点お伺いします。

まず初めに、環境を守るまちとは、低炭素化循環型社会、生物多様性の保存、きれいな水、大気を維持するなど、環境価値を高める取組を通じて、持続可能な魅力あるまちを形づくる都市であります。本市でも、第 3 次岩出市実施計画令和 7 年度版でも、環境を守るまちとして、目標施策を上げられています。

1 つ目は、クリーン缶トリー運動、自然を愛する心とマナーの向上を図るため、市民と行政が一体となって、ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくりを推進し、環境美化への認識を深めるとともに、愛着の持てるふるさとづくりに貢献している運動であります。

2 つ目は、環境美化啓発事業、廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見のための環境パトロールを実施している事業であります。

3 つ目は、ごみ減量化対策事業、家庭からの排出される生ごみの自己処理を推進するため、生ごみ処理機や電動式生ごみ処理機の購入補助や区自治会で行われる集団資源ごみ回収に対し奨励金を交付するなど、ごみ減量化と再資源化の促進を支援する事業であります。

4つ目は、ごみ分別収集推進事業、ごみの資源化や目的に分別収集を行っています。リサイクルの推進を図り、循環型社会の構築を目指す事業であります。

5つ目は、リサイクル工房事業、クリーンセンターに持ち込まれた家具類や、自転車、また引取手のない放置自転車のうち、再利用可能なものについては、工房内で簡易な補修を行い、展示販売により希望者に提供し、粗大ごみ排出の抑制と再利用の推進を取り組む事業であります。

6つ目は、ふれあい収集事業、高齢化が進む中、集積地へのごみの持ち出しが困難な高齢者や障害のある人に対し、収集作業員が戸別訪問するふれあい収集による回収支援を実施する事業など、様々な運動や事業を実施計画として、市民とともに計画されています。

そんな環境面、衛生面で、4月末頃、意見交換している中で、クリーンセンターの設備のことで話をいただきました。内容としましては、市民の方がクリーンセンターに幹回りの大きい剪定枝や木材を持ち込んだ際、可燃粗大ごみ破碎機が故障しているので制限があったそうで、内容を職員に聞いたところ、備品が遅れており、海外部品なので、年末ぐらいまでかかるそうだと聞かされたそうです。その方いわく、廃材の選定は手間がかかるし、年末までとなると、次に持ち込むにも半年以上かかり大変だとおっしゃっていました。

海外部品の交換の手間と、半年以上のサービス低下、また事業者は他のところに持ち込んでいただいていると聞いております。これらを踏まえて、本市として改善が必要と考えますが、2点質問させていただきます。

1点目として、クリーンセンターの設備の現状について、正確にお答えください。

2点目は、このことでクリーンセンターに対する問合せ、クレーム、苦情等の有無についてお答えください。

この2点について答弁願います。

○玉田議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　尾和議員ご質問の1番目、環境を守るまちについてお答えします。

まず1点目のクリーンセンターの設備の現状につきましては、可燃粗大ごみ破碎機が4月16日から故障しており、市民の皆様にはご迷惑をおかけしました。

可燃粗大ごみ破碎機は、海外製品のため、故障部品の製造に時間をしており、現時点では令和8年2月の納品、同3月に修理完了予定です。

2点目のクリーンセンターに対する問合せやクレーム等の有無につきましては、可燃粗大ごみ破碎機の故障が発生した当初、幹周りの大きい剪定枝や木材の搬入を制限したこともあり、多少問合せがありましたが、現在は一般家庭ごみから排出される粗大ごみの全てを引き受けていますので、特に問合せや苦情はございません。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問をさせていただきます。

答弁で、可燃粗大ごみ破碎機は、海外製品のため、故障部品の製造に時間を要しており、現時点では令和8年2月の納品、同3月に修理完成予定と答弁がありました。もし同じように故障した場合も1年ぐらいかかるとしたら、事業者の方々にも大きな負担になると思いますし、現在、クリーンセンター基幹的設備改良事業中で、1炉運転の影響も懸念されるところであります。

これらで、また本市のホームページにて、破碎機故障中のため、一般家庭からの畳の搬入は、1日に月3枚までとお知らせがあり、情報を知らない市民にとっては混乱を生じると思います。

これらを踏まえ、再発防止に対する市の見解をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員の再質問にお答えします。

再発防止に対する市の取組といたしまして、まず可燃粗大ごみ破碎機につきましては、破碎機の刃の交換時期が遅れたことにより、歯が丸いままでの使用であったため、油圧ポンプに負荷がかかり故障したものです。

今後は、可燃粗大ごみ破碎機の刃の交換を計画的に実施することにより、再発防止に努めてまいります。また、現状についても情報を知らないという部分についても、周知啓発のほうに努めていきたいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に自転車の交通反則通知制度（青切符）の導入について、2点お伺いします。

警察庁交通局の資料を参考に、今回、自転車の交通反則通知制度とは、2026年、令和8年4月1日から施行される制度で、16歳以上の自転車利用者が、信号無視や一時不停止などの交通違反をした際、反則金を納付すれば刑事罰が課されない青切符による処理が行われる制度です。青切符とは、交通違反をした際に警察官が交付する交通反則切符のことです。

これまで自動車やバイクが対象でしたが、危険な自転車運転にも適用されるようになります。これにより、これまで刑事罰の対象となっていた比較的軽微な違反行為が、行政罰である反則金に移行することになります。ただし、飲酒運転など、悪質な違反はこれまでどおり、刑事罰の対象となります。

対象になる違反項目は113項目もあり、主な違反の反則金は、携帯電話使用等反則金1万2,000円、信号無視（赤色等）反則金6,000円、交通区分違反（車道の右側通行、歩道通行等）反則金6,000円、無灯火反則金5,000円、イヤホンの使用（必要な音が聞こえないなどの場合）反則金5,000円、傘差し運転反則金5,000円、2人乗り反則金3,000円、遮断踏切立入反則金7,000円、一時不停止反則金5,000円などなど、現在ネットや情報番組で、この制度の内容を閲覧できたり知ることができ、年配の方々も認識するところあります。

そのことで、日々暮らしの中で、多くの方が反則金の高さと違反に対して不安に思うところがあるとの声をいただき、また、113項目にわたる交通違反の交通安全講習を受講してみたい、また日時を知りたいなど、関心事項になっているようにも思われます。

これらを踏まえ、1点目として、この制度の施行に当たり、警察との啓発協力、また2点目として、自転車の交通安全教育は考えているのか、市民の声として、対象は16歳以上からだが、小中学校からこの制度について学習する必要はあるのではないかという意見もいただきました。

この2点についてお答えください。

○玉田議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　尾和議員のご質問、自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入についての1点目、制度の施行に当たり啓発の協力は、についてお答えいたします。

現在、各期交通安全運動期間中に、警察、岩出市交通安全推進協議会、岩出市交通指導委員会、岩出市交通安全母の会等と協力して、自転車の交通ルールに関する街頭啓発活動を実施しております。その中で、令和8年4月1日から交通反則通告

制度（青切符）が導入されることを踏まえて、車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の自転車安全利用5則にのっとった自転車の基本的な通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組を推進しております。

次に2点目、自転車の交通安全教育は考えているのか、についてお答えします。

現在、岩出市交通少年団では、子供の交通安全教育の普及及び交通リーダー育成のため、自転車教室などを開催し、交通ルールの取得と交通事故防止を目的とした交通安全教育を実施しております。また、高齢者を対象とした岩出市ときめき交通大学においても、定期的に交通安全講習を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚と、交通事故の未然防止を図ることを目的とした交通安全教育を実施しているところであります。

今後も継続して交通安全教育を実施していく、市民全体に広めていけるよう努めてまいります。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 尾和議員ご質問の2点目、自転車の交通安全教育は考えているのかの小中学校の取組についてお答えいたします。

学校保健安全法第27条に、学校においては、学校安全計画の作成が必須と規定されており、各小中学校では、教育計画の中に安全教育と位置づけ、計画を作成しております。

その中に、交通安全教室と称し、岩出警察署の協力を得て、道路の歩き方や自転車の乗り方について学ぶ機会を設けております。ヘルメットの着用についてだけでなく、中学校においては、特に自転車安全利用5則と、自転車の指導取締りや、具体的な違反行為についても、動画視聴も含め、講話いただいております。

16歳未満は青切符の対象にはなりませんが、交通違反の認知があった場合は、警察による指導、警告があることも指導の内容に含めております。

○玉田議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 1問再質問させていただきます。

これも市民のお声をいただいたことで、地域コミュニティを深めていくためにも、子供から大人まで一緒に講習できるイベントなども必要ではないかという意見もいただいております。今後、本市で反則通知制度に関する本市の対策についてお答えください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

今後の対策はということで、引き続き各期の交通安全運動週間等での啓発活動、それから岩出市交通少年団等に対する交通安全教育を実施してまいります。そのほか、10月、来月ですけども、市民運動会と並行して、交通安全フェア「働く車の集合」を開催する予定であり、このような機会を捉まえ、交通安全に関する啓発を実施してまいります。

地域コミュニティ委員に対するということなんんですけども、市のほうといたしましては、交通安全の啓発をこれからも様々続けてまいります。それぞれの地域の方々も、こういった啓発を見ていただいて、地域でも捉えていただければと思います。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。